

令和2年度立川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年4月1日 決定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、市内の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、対象とする年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、立川市の全ての組織が行う物品等の調達に適用する。

4 調達の対象施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体とし、次の各号に掲げる物品等の調達が可能な障害者就労施設等とする。

(1) 法第2条第2項第1号で規定する事業所、施設等であって、次のいずれかの施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (4) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (5) 法第2条第3項で規定する在宅就業障害者で、自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
- (6) 法第2条第4項で規定する在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

重点的に調達を推進すべき物品等については、次の各号に掲げる例示を参考に調達するものとする。ただし、事業予定等の中で障害者就労支援施設等に依頼が可能なものがあるときは、この限りでない。

(1) 物品（例示）

- ア 食品類（パン、焼き菓子、ケーキ、お弁当、塩など）
- イ 縫製品等（布きん、雑きん、きん着など）
- ウ 紙製品等（紙すき名刺、小袋など）
- エ 生活雑貨（うちわ、ペン立てなど）
- オ 印刷製品（広報誌、ポスター、リーフレットなど）
- カ プリント製品（のぼり旗、エコバック、プリントTシャツなど）
- キ 農作物等（花苗、野菜、キノコ類など）

(2) 役務（例示）

- ア クリーニング
- イ 軽作業（シール貼り、袋詰め、包装、組立など）
- ウ 草刈・清掃作業
- エ 分別作業
- オ 解体作業
- カ 回収作業

6 令和2年度の調達目標額

令和2年度優先調達目標額は、74,000,000円とする。

7 調達推進方法

- (1) 福祉保健部障害福祉課は、障害者就労支援施設等から提供を受けることが可能な物品等の情報について市の全ての組織に対し情報提供を行うこととする。
- (2) 障害者就労支援施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品、軽食の活用など発注可能な物品等を十分に検討するよう努めることとする。
- (3) 障害者就労支援施設等への発注においては、納期限について余裕を持って設定すること。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 翌年度に調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 調達実績等の考課

調達実績等については、立川市自立支援協議会設置要綱（平成19年12月21日市長決定）に基づく立川市自立支援協議会において評価及び分析を行い、次年度以降の調達方針に反映するよう努めるものとする。

10 調達方針の変更

障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて年度の途中でも調達方針の見直しができるものとする。

11 その他

- (1) この方針の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。
- (2) 法第10条で規定されている公契約における障害者の就業を促進するための措置については、今後継続して検討するものとする。